

議案第 13 号

橋本市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例
について

橋本市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例につ
いて、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 27 年 11 月 30 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 6 条第 2 項の規定により、地域再生法(平成 17 年法律第 24 号。以下「法」という。)第 5 条第 4 項第 4 号に規定する地方活力向上地域内において法第 17 条の 6 及び地域再生法第 17 条の 6 の地方公共団体等を定める省令(平成 27 年総務省令第 73 号。以下「省令」という。)第 2 条第 3 号の規定に基づき、本市が課する固定資産税の不均一課税をすることについて定めるものとする。

(不均一課税)

第 2 条 省令第 2 条第 2 号に規定する特別償却設備設置者について、同条第 1 号に規定する特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地(平成 27 年 10 月 8 日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税の税率は、新たに固定資産税を課することとなった年度以降 3 年度分に限り、橋本市税条例(平成 18 年橋本市条例第 70 号。以下「市税条例」という。)第 62 条の規定にかかわらず、次表の左欄に掲げる事業中同表の中欄に掲げる年度の区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる税率とする。

事 業	年度の区分	税 率
地域再生法施行規則(平成 17 年内閣府令第 53 号。以下「法施行規則」という。)第 25 条第 1 項に規定する移転型事業	初年度分(当該固定資産に対して新たに固定資産税を課することとなった年度)	市税条例第 62 条に規定する税率に 10 分の 1 を乗じて得た率
	第 2 年度分(初年度の翌年度)	市税条例第 62 条に規定する税率に 4 分の 1 を乗じて得た率
	第 3 年度分(第 2 年度の翌年度)	市税条例第 62 条に規定する税率に 2 分の 1 を乗じて得た率
法施行規則第 25 条第 1 項に規定する拡充型事業	初年度分(当該固定資産に対して新たに固定資産税を課することとなった年度)	市税条例第 62 条に規定する税率に 10 分の 1 を乗じて得た率

	第 2 年度分(初年度の翌年度)	市税条例第 62 条に規定する税率に 3 分の 1 を乗じて得た率
	第 3 年度分(第 2 年度の翌年度)	市税条例第 62 条に規定する税率に 3 分の 2 を乗じて得た率

(申請)

第 3 条 この条例の適用を受けようとする者は、1 月 31 日までに規則で定めるところにより、申請書を市長に提出しなければならない。

(不均一課税の承継)

第 4 条 不均一課税の適用を受けた事業者が相続、合併その他の事由により名義を変更した場合、その事業を承継した者は、事業の権利を取得した日から 1 月以内に承継を証する書面を添えて市長に届け出なければならない。

2 前項の届出により、市長において承継の事実を確認した場合、引き続き残余の期間第 2 条の不均一課税の適用を受けることができる。

(委任)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成 27 年 10 月 8 日から適用する。